

平成二十一年度

第四十一回 新宿区景観まちづくり審議会議事録

新宿区

第四十一回新宿区景観まちづくり審議会  
開催年月日・平成二十二年一月二十九日

出席した委員

進士五十八、初田 亨、松川淳子、山本忠順、後藤春彦、  
窪田亜矢、浅見美恵子、阿部光伸、上野晴一、大野慶一、  
嘉納久子、福井清一郎、八木栄子、和田総一郎、  
高橋信行

欠席した委員

西村幸夫

議事日程

- 一、第九回景観計画検討小委員会の報告【報告】
- 二、景観まちづくり計画の改定（素案）について【報告】
  - (一)、(仮称)歴史あるおもむき外濠地区(追加)
  - (二)、(仮称)水とみどりの神田川・妙正寺川地区  
(範囲拡大)
  - (三)、その他
- 三、その他

議事のでんまつ

午前十時〇〇分開会

佐藤課長 おはようございます。お忙しいところをお集まり  
いただきまして、ありがとうございます。

時間になりましたので、会長、早速始めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

進士会長 おはようございます。

それでは、早速ですが、第四十一回の新宿区景観まちづくり審議会を始めさせていただきます。お忙しい中、ありがとうございます。

きょうは、景観まちづくり計画の改定素案について、小委員会でいろいろ御審議をいただきまして、それをもとに若干事務局で追加してお諮りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局どうぞ。

志原主査 まず、本日の会議についてですが、本日の欠席委員ですが、西村委員から欠席の御連絡をいただいております。また、松川委員から所用で少し遅れるとの御連絡をいただいております。

なお、本日の景観まちづくり審議会は、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第二項により、委員の過半数が出席しており、本日の審議会は成立ということでございます。

次に、本日の進行につきましては、本日配付いたしました次第のとおりでございます。

本日の資料につきましては、あらかじめ郵送してございます。お送りいたしました資料の御確認をお願いしたいと思います。

まず、資料一といたしまして、「第九回景観計画検討小委員会の検討概要」、これが一枚の資料でございます。続きまして、資料二といたしまして、「平成二十二年新宿区景観まちづくり計画改定（素案）」について「の資料でございます。資料三とい

たしまして、これは大きな地図となっており、すけれども、「区分地区の区域（案）：（仮称）歴史あるおもむき外濠地区」でございます。資料四といたしまして、これはA三サイズの大きな資料ですが、「景観形成方針（案）：（仮称）歴史あるおもむき外濠地区」という資料でございます。一枚めくっていただきまして、資料五は四枚ほどついでございまして、これが「景観形成基準（案）：（仮称）歴史あるおもむき外濠地区」でございます。続きまして資料六といたしまして、これは三枚ほどついでございまして、A四のもの三枚とA三の地図が一枚の資料でございます。資料七といたしまして、これはA四一枚ですが、「その他の改定」ということです。あと、参考資料一といたしまして、「関連行政計画における位置づけ（外濠）」、参考資料二といたしまして、これはA四一枚ですが、「新宿区景観まちづくり計画改定スケジュール（予定）」というものでございます。また、本日お配りしている資料ですが、まずは「次第」でございます。あと、審議会委員の名簿でございます。あと、本日追加の資料といたしまして、参考資料三の「区分地区の区域（案）：（仮称）歴史あるおもむき外濠地区」でございますが、これは茶色っぽい資料で、土地条件図と今回のエリアを比較して見られるようにということでお示ししている資料でございます。

また、これは、本日直接議論の中で御説明等はないんですが、千代田区と港区と新宿区の三区で平成二十年三月にまとめました外濠の保存管理計画の冊子が今回増刷されまして、これまで部数がなかった都合でお配りできなかったんですが、これを皆様に本日お配りしてございます。

また、これは参考ですが、今回「東京人」という雑誌で新宿の特集がございまして、その本を本日委員の皆様にお配りしてございます。

また、机上の配付資料で大変申しわけなかったんですけども、資料三と資料五、参考資料一について、一部郵送してからの間違いの箇所がありましたので、本日その差しかえのものをお配りしてございます。特に資料五の基準三ですが、そっくり基準そのものが別のものになっているという大変大きな間違いがございまして、これについては本日の資料で差しかえさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

本日の進行及び配付資料等の説明は以上でございます。  
進士会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

この審議会は公開となっておりますので御了承いただきたいということ、傍聴の方は御発言ができませんので御了承いただきたいということでありまして。

- 一、第九回景観計画検討小委員会の報告【報告】
- 二、景観まちづくり計画の改定（素案）について【報告】
- （一）、（仮称）歴史あるおもむき外濠地区（追加）

進士会長 それでは、議題の一、二、三とありますが、小委員会の報告を含めて改定案がありますので、一緒にして景観まちづくり計画の改定（素案）、まず第一の歴史あるおもむき外濠地区、全体でちょっとお話をいただいた上で個々に順番に御審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明をよろしく願います。

志原主査 それでは、まず具体的な議論の前に、第九回景観小委員会を昨年の十二月十日に開催いたしましたので、その中でどのような点がポイントとして検討されたか、そのあたりについて簡単に御報告させていただきます。

これにつきましては、資料一をご覧ください。資料一のほうに、議論となったポイントが、簡単にですがまとめてございます。

今回の景観まちづくり計画の改定（素案）で大きい部分は、外濠周辺地区を地域の景観特性に基づく区分地区、要は、一般的な基準よりも少し踏み込んだ景観誘導をしていく地区、特別地区的なものです。そういったものに新たに外濠地区をしていくということでございます。

まず、外濠地区をどの範囲とするかということについて御検討いただきました。外堀から二百メートルの範囲、五百メートルの範囲、または、道路境界とする、あるいは、町丁界とするなど検討していただきまして、最終的に小委員会としては、外堀から二百メートルの範囲でよいのではないかとということになりました。

理由といたしましては、外堀の低い部分から牛込台地へと地形の変化が見られる範囲がおよそ二百メートルの範囲内であること。また、今の計画で、既に神田川は三十メートルの範囲とされていることとの整合をとること。そういった御意見がございまして、最終的には、道路境界ではなく史跡から二百メートルの範囲としたということでございます。

本日、参考資料三といたしましてお配りしている、先ほど御

説明いたしました資料ですが、少しオレンジ色っぽい、ご覧になったことがない方もいらっしゃるかもしれませんが、こういった図がございまして、こちらは、土地条件図という谷地や台地などをわかりやすく示した地図に、今回提案している範囲を重ね合わせたものです。

この図からも、おおむね二百メートルの範囲で地形が大きく変化していること、また恐らくかつて川が削ってつくったと思われる谷と台地、それに人が掘った濠から成る変化に富んだ地形を読み取ることができるかと思えます。変化に富んだ地形と水、みどり、外濠景観においては重要な要素であると考えます。

また、事務局案では、現在まちづくり活動が進んでいる神楽坂地区と四谷地区は、まちづくりの議論を踏まえた上で、近い将来、別の区分地区として指定していくことを提案させていただきました。

このことについては、区分地区「粋なまち神楽坂地区」は、現在の範囲を拡大するとき、また「四谷地区」は、区分地区として新たに指定していくときに、外濠の方針や基準等を盛り込むことを条件とすることで今回の区分地区の指定範囲から除いて本日の提案となるのですが、そういった案とする、このようなことが議論となりました。

次に、資料一の（２）の景観形成の方針、（３）の景観形成基準につきましては、資料のほうにざっとポイントをまとめてございますが、このようなことが議論となりまして、鉄道車窓からの眺め、外堀通りの低層のにぎわい、具体的な表現方法などですけれども、本日の素案は、この御指摘を踏まえて修正を

加えたものとなっております。

こういった小委員会での検討を踏まえまして、本日の素案の資料としてお示ししてございます。

ポリariumがありますので、まず外濠のことについての御説明いたしたいと思えます。少し戻りますが、資料二をご覧ください。今回検討しています全体のことが箇条書きとなって、全体をどのような改正をやるのかということがわかるように示した資料でございます。

まず、詳細について説明に入る前に、これから御説明する内容の位置づけといたしますが、本日の素案というものがどのようなものであるかを簡単に御説明いたします。

本日御報告している案は、いわば素案の素案というものでして、委員の皆様には、このたたき台をもとに内容の御検討をお願いするものです。今後、同じものを新宿区都市計画審議会にも同様に御説明いたしまして、また、御議論いただいて、それらを踏まえまして素案として取りまとめる予定です。本日は素案の素案、さらにこれを最終的な素案ということで取りまとめ、その前のプロセスのたたき台ということでございます。

その素案につきまして、パブリックコメントや説明会などを開催しまして、区民の皆さんの御意見を反映して、最終的には、原案としまして、平成二十二年六月にもう一回景観まちづくり審議会に議案としてお諮りいたしましたして、最終的な御意見をいただくこととなります。この六月の審議会でお諮りするときは、新宿区景観まちづくり条例に定めています、景観まちづくり計画策定及び改定の際の必要な手続である意見聴取としてお諮りいたします。詳しいスケジュールにつきましては、後ほど資料

料を用いて御説明したいと思えます。

では、前置きが長くなりましたけれども、具体的な内容の説明に入らせていただきます。

資料二を全体の流れの中からまず御説明いたしますが、資料二の一番目の四角の改定事項の一にあります。先ほどから御説明しておりますけれども、外濠地区は、新たに地域の景観特性に基づく区分地区として追加するものです。これまで一般地域として、いわばオール新宿の基準が適用されていたのがこの外濠周辺なんです。そこに景観特性を踏まえた、一歩踏み込んだ方針や基準を適用しようというものです。

二つ目の四角、改定内容のところにあります。新たに今回追加するため、まず区域、どの範囲が対象となるか、またその方針、そこに具体的に適用となる基準、この大きく三つを定めていくこととなります。

方針や基準の説明に入る前に、上位計画や周辺計画での当該地域での景観に関する位置づけなどについて、簡単に御説明いたします。

資料は、本日差しかえでお配りしていますものをご覧いただけますでしょうか、参考資料一でございます。修正箇所がどこにあったかということですが、外濠公園の一部がエリアに入っていないかということがありまして、そのところの修正だけです。区域のことで非常に重要なこととございましたので、差しかえの資料とさせていただきます。

これは、都市マスタープランですとか周辺の計画について、本当に簡単ではありませんが、どのような位置づけでこの外濠とかがこれまで位置づけられていたかということを示した資料

料でございます。

まず、都市マスタープランでは、神楽坂と四谷は、それぞれ賑わい交流の心または生活交流の心として位置づけられていると同時に、神田川と外濠で構成する水とみどりの環、これは新宿区全体を輪として周りをめぐっているという位置づけになっているのですが、外濠はその水とみどりの環として位置づけられています。また、七つの都市の森の一つともしていますみどり豊かな地域です。

また、都市マスタープランではなくて景観形成ガイドラインのこの説明ですが、区域全体を景観特性に基づいて七十二のエリアに分けて、それぞれに目標や方針を定めたエリア別景観形成ガイドラインでは、今回の検討範囲は、外濠斜面地エリアとほぼ同じエリアです。若干ガイドラインのほうは道路境界とか特性によって細かく分かれています。ほぼ同じエリアとして位置づけています。

外濠地区は、このエリア別景観形成ガイドラインで今でも詳しく方針や考え方を示しておりまして、現実の建物が外濠周辺に出た場合は、このガイドラインを用いて実際に景観誘導を行っていますけれども、景観法に基づく景観形成基準というものは一般地域のもので適用されているというのが現状でございます。

ほかに、前回七月の景観まちづくり審議会でご概略を御説明しているものですが、外濠に隣接します三区、千代田区、港区、新宿区で策定した外濠地区景観ガイドプランがございます。ガイドプランでは、三区が共通して取り組む目標のほか、主要な眺望点の選定なども行っています。また、史跡から二百メートル

ルの範囲を対象とするという考え方も、このガイドラインで示した考え方もございます。

史跡としての外堀に関しては、左下にある保存管理計画がございます。こちらについては、本日参考資料として皆様にお配りしている水色の冊子が、この管理計画に当たるものでございます。

また、東京都ですが、昨年の七月から、大規模な建築物に対して適用する基準を定めています。これも、ちなみに外濠から二百メートルの範囲を対象としております。

これらの上位計画や周辺計画と整合をとりながら今回の素案は作成しております。

では、資料に戻りまして、資料三をご覧くださいと思います。また前のほうに戻ってしまい、行ったり来たりで申し訳わけないんですが、詳しく今回の外濠地区等について御説明いたします。

まず、外濠素案の今回のエリアについて詳しく御説明いたします。この地図上に示したものが資料三なんですけれども、まず黒の点線が史跡江戸城外堀跡。これは、国史跡と指定されている外堀の範囲がこの黒の点線でございます。ピンク色の点線が、今回、(仮称)歴史あるおもむき外濠地区の範囲です。四谷と神楽坂の緑色の線がございますが、これが今後の区分地区の検討範囲の案となります。これは、現在地域でまちづくりの検討が進められている範囲ということで、今回は緑で示してございます。これは、今後の検討でここを将来区分地区にしていなく、また神楽坂については範囲を広げていくことを事務局では考えております。

続きまして、範囲についてはこの範囲でございます。外濠のちよūd真ん中に千代田区と新宿区の境界がございますので、外濠そのものの半分プラスその外濠から二百メートルの範囲が今回の区分地区の対象ということで提案してございます。

それでは、続きまして資料四、一枚めくっていただきまして、文字ばかりの資料でございます。

まず、先ほどもちらつと触れましたが、この区分地区の「歴史あるおもむき外濠地区」という名称は、エリア別景観形成ガイドラインでキーワードとなっております。「歴史あるおもむき」という言葉から今回とりまして、このような名称案としています。

他にいいネーミングなどがあればとも思っております。今のところ仮称としております。これは、ほかの区分地区を皆、機械的な「何とか形成地区」とかそういう名称ではなくて、「エンターテイメントランド歌舞伎町地区」とか「水とみどりの神田川地区」といった名称がついているのと合わせる形で、このようなネーミングとさせていただいております。一応、今のところ仮称ということで、このように書かせていただいております。

まず、前文といいますが、方針の中には前文がございます。景観形成方針を説明する文章を今の景観まちづくり計画には区分地区ごとに記述しております。この前文はそれに当たるものです。

前文は、途中までですが、読み上げたいと思います。

「国史跡指定をうける歴史的資源である外濠とその周辺地域は、都市のさまざまな課題を柔軟に受け止め、時代の変遷と

もに変貌してきましたが、江戸時代から継承される濠や見附城門跡に、橋や鉄道、公園などの近代以降の要素が加わり、重層的な都市景観を形成しています。同時に、高層建築物が建ち並び大都市の貴重な水辺空間であり、その豊富なみどりは外堀通りや周辺の斜面地のみどりと一体となって潤いのある景観を形成しています。そして、外濠公園や隣接する台地上からは、開放感のある良好な眺望が得られるほか、季節を感じることで、きる鉄道の車窓からの眺めは、多くの利用者に親しまれています。一方で、近年、景観的に影響の大きい超高層ビルの建設が顕著であり、行政境を越えた取り組みが課題となっております。」

こういった現状の分析の後に、最近策定されている関連行政計画の記述をしているといったことでございます。

これらの状況を踏まえて、近年、まず外濠の管理計画が策定され、それを受けた外濠景観ガイドプランを三区で共同して策定しているという現状です。それらを踏まえて、今回この新宿区としても、景観形成の特別な地区として指定していただくというものでございます。

このような現状を踏まえまして、四つの景観形成方針（案）を示してございます。

一つ目は総論の方針ですが、外濠周辺地区を美しい都市景観として守り育てるとしました。これは、エリア別景観形成ガイドラインに示した考え方を踏まえたものです。

前文にも記述していますが、江戸時代の史跡であると同時に、その後の都市の発展を柔軟に受けとめてきたともいえ、その積み重ねられてきたまちの記憶を体感できる空間であるともいえます。鉄道敷地や公園としての活用のほか、周辺は、東京の政

治や経済の中心的な役割を担ってきたまちが広がっておりまして、それらと一体となつて重層的な都市景観を形成していることが外濠周辺の景観の重要な要素であるとして、今後も、保全するのみでなく、育てていくということを大きな方針としております。

二つ目は、今後整備が期待される史跡としての外濠の整備や活用と連動しながら周辺建築物を誘導していくという方針です。史跡の整備につきましては、周辺三区で策定しました保存管理計画でその課題や方向性が示されておりまして、史跡の風致の保全という視点も外濠の景観形成においては重要な点の一つとして、このような方針案としております。

三つ目は、落ちついた、賑わいのある、歩きたくなる空間の創出です。

この方針では、歩行者からの視点での景観形成についてのものでありまして、外濠の「まちの記憶」を生かした、落ちつきのある賑わいを感じられる歩行者空間を創出していくとしております。

四つ目は、外堀通りなどの幹線道路以外には閑静な住宅が多く見られまして、みどりも豊富で、外濠のみどりとともに地域の景観を構成しています。外濠の趣や風格をこれらの住宅も一体的に構成していることから、現在の落ちついた景観を保全し、また創出していくことを方針の一つとしました。

外濠地区の景観形成方針の御説明につきましては以上でございます。

続きまして、実際にこの範囲に建築される建築物に関して適用される基準、景観形成基準（案）について御説明いたします。

これは、資料五で説明いたします。

先ほどから申し上げているんですが、資料五は、基準一から四までA三四枚の資料となっております。この基準三の資料に大きな間違いがありましたため、三枚目の資料は本日差しかえさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

まず、基準一です。これは、外濠地区で建築される建築物に適用される基準案です。資料には、比較しやすいように、表の左側に一般地域、オール新宿の基準をあわせて掲載しております。一般地域と異なる外濠の基準については下線を引いて表現しております。

まず、届出規模ですが、これは一般地域の対象規模と同じ規模で、高さが十メートルを超えるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものとしております。

色彩や配置、緑化等に関する基準案については、一般地域と異なる基準としているものについてのみ御説明いたしたいと思います。

まず、表のb、色彩・素材、またcの形態意匠については、一般地域では、「周辺建築物との調和を図る」という書き方になっていきますが、外濠地区では、自然素材、低彩度といった具体的な例とともに、「歴史あるおもむきや水とみどり調和するものとする」として、一定の方向を示した基準となっております。

続きまして、fの設備等、gの構造物・施設については、一般地域の基準に加えまして、「鉄道車窓や外濠公園からの眺望を阻害しないよう配慮する」という踏み込んだ内容を付加しております。一般地域は「修景を行う」ということのみになって

いるのに加えて、具体的にどこからの眺望を阻害しないという考え方も付加した内容となっております。

hの緑化・外構ですが、新宿区のみどりの中心を成す地域として既に区分地区としていたる落合地区ですが、その落合地区と同様の記載の、「既存樹木は、保全する。もしくは、同等の樹種による緑化を行う」という基準としております。また、外濠のみどりの連続性への配慮、坂道のアイストップとなる場所の緑化など、みどりと保全の創出について詳細な基準と外濠地区はなっております。

iの照明・その他のところですが、ここは、外濠の景観特性を踏まえた幾つかの考え方、基準を設けております。これらは、景観形成ガイドラインをもとにしておりまして、外堀通りと併走する通りからの見え方の配慮、賑わいの連続性への配慮と歩きたくなる空間の創出、シャッターを透過性の高いものとするなどの夜間景観への配慮、鉄道の車窓からの見え方への配慮などです。

外濠エリア全体に係る基準として、この資料五の基準一はまとめさせていただきます。

続きまして、外濠地区の中でも一定規模以上の建築物の場合に、ただいま御説明しました基準に加えて適用する基準を御説明いたします。資料を一枚めくっていただきまして、資料五の基準二をご覧ください。

これは、高さが二十メートルを超えるもの又は延べ面積が三千平方メートルを超える場合の建築物に対しての基準です。この基準は、具体的には、今回の範囲は、幹線道路沿道以外については二十メートルの絶対高さ制限があるため、外堀通り沿い

または靖国通り沿いに建つ建物またはこの絶対高さの緩和の許可を受けて建築される建築物が対象となる基準ということになります。

この基準の中ですが、一般地域にはこのような考え方はありませんで、すべて外濠で適用するものでございます。

形態意匠ですが、考え方として、「質の高いもの、風格のあるものとする」という少しポジティブな基準ですね、いいものをつくっていくほうの基準に触れたものを記載してございます。cの配置や壁面位置、隣棟間隔についても、壁面の分節化、まちなみの連続性への配慮、また地形の変化が感じられるような隣棟間隔の配慮を求めています。

dの眺望景観・スカイライン、眺望についての記述ですが、周辺から外濠への眺め、また外濠から台地への眺めについて、届け出者にシミュレーションを求めまして、眺望に配慮したものとなるようにそのシミュレーションごとに誘導していくというところで、シミュレーションを義務化する記述でございます。

eの緑化・外構に関しても、潤いのある空間の創出、外濠公園から視認できるみどりの保全と、少し踏み込んだ積極的な取り組みを求めています。

続きまして、さらに外濠は三段階の案になっておりまして、さらに大きいもので高さが六十メートルを超えるもの、延べ面積が三万平方メートルを超えるものにつきましては、これは既にオール新宿の一般地域の基準でも定めている範囲なんです、それと同じものとなっております。また、これは一方で、東京都の景観形成基準と同じ内容のものでもございます。

これは、一般地域と同じものでございまして、ここにマンセ

ル値による制限が入ってくるのと周辺建築物とのスカイラインとの調和、また生態系に配慮した樹種の選定や屋上緑化、壁面緑化等を求めていくという、さらに踏み込んだ基準となります。続きまして、こちらは内容にちよつと間違いがありまして、本日差しかえております資料をご覧いただきたいと思ひます。事前にお配りしたものは大きな間違いがございまして、本日配った資料で御説明させていただきます。大変申しわけございませんでした。

こちらは、工作物に関する基準案の御説明です。外濠地域の工作物につきましては、「落合地域同様に擁壁についても届出対象とする」としてあります。斜面に特徴のある地域であり、特に坂道沿いの擁壁は、景観的に歩行者に与える影響が大きいことから擁壁を加えてあります。

規模は、落合地区と同様に二メートルを超えるものとしていきます。cの色彩・素材については、建築物と同じ考え方で、同じ基準を設けております。

dの形態意匠につきましては、大きな屋上広告物を想定して、眺望を阻害しないようにするという基準にしております。

gのその他で、擁壁について、緑化や自然素材を用いるなど圧迫感の軽減と外濠景観への調和を求めています。

それ以外の基準につきましては、基本的に建築物の基準や一般地域の基準と同じです。同様に、二十メートルを超えるものについてはシミュレーションを義務づけています。

続きまして、最初にお配りした資料の基準四の資料でございます。こちらは、開発行為に関する基準です。

届出規模は、面積が一千平方メートルを超えるものです。これは、一般地域と同じです。原則として、基準も一般地域と同じ基準ですが、規模が、開発区域の面積が三千平方メートルを超える場合は、これは神田川と同じ考え方に基づいて設けている基準ですが、緑地が外濠と連続的なものとなるようにする、また、外濠への歩行者動線の確保に努めるということを加えてございます。

基準案の説明は以上でございますが、実際にこの基準がどのような手続の中で具体的に適用になっていくかについて、最後に簡単に御説明を申し上げます。

まず、建築物の新築の場合を例にいたします。まず、建築計画がある場合、事業者は、建築確認申請の十五日前までに新宿区長に景観事前協議の届け出をします。これは、新宿区の景観まちづくり条例で実施している景観事前協議の届け出です。規模によつて、三十日前、六十日前となっておりますが、実際にはこれよりもつと早く事前協議をスタートすることをお願いして実施しています。

事前協議の届け出があつた届け出者と新宿区は協議しますが、ここで、通称景観アドバイザーと呼んでいます景観まちづくり相談員とともに、エリア別景観形成ガイドライン、これは本日御説明しているような景観形成の方針に基づいて協議しまして、良好な景観形成が図れるよう指導し、助言します。また、この事前協議の場で、今御説明いたしました景観形成基準に適用しているかどうかの事前確認も行っています。

そして、この事前協議が終わつてから、事業者は、景観法に基づく行為の届け出というものを工事に着手する三十日前まで

に新宿区長に届け出なければなりません。

新宿区は、この届け出内容が、今御説明しました景観形成基準に適用しているかをチェックして、適用していない場合は、景観まちづくり審議会の意見を聞いた上で、届け出者に対して勧告、変更命令が出せます。本日御説明しているこの基準というのは、この勧告や変更命令の際の判断の基準となるものです。したがって、いわばネガティブチェックに用いる基準であるといえます。

しかしながら、この景観形成基準は、景観法の変更までの際の判断基準、ネガティブチェックの基準として定めています。実際の景観誘導においては、事前に事業者、実質的には設計者なんですが、設計者に対して、あらかじめこういった法律に基づく基準、考え方があることを示して計画を立てていただいて、さらに事前協議の中では、この基準に示された考え方を軸に、設計者の思いや考え方、設計ポリシーを区のほうでもよく聞いて、景観形成ガイドラインに示した考え方等も参考しながら、最終的には、このネガティブチェックだけでなく、ポジティブに積極的に事業者と良好な景観についての議論を重ねていく、そういうことに実際には活用していくということになります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

進士会長 ありがとうございます。

それでは、御質問や御意見をいただきたいと思えます。どうぞなたからでも。

窪田先生、何かございますか。

窪田委員 最後の手続についての資料は……。

志原主査 そちらは、本日資料はございません。

窪田委員 その点についてちょっとお伺いしたいんですけれども、すみません、質問でいいですか。

進士会長 はい、どうぞ。

窪田委員 今、飯田橋の駅の周辺でいろいろ実際に動いているかと思うんですけれども、そこは今回のこの資料では、史跡から二百メートルの範囲には入っていると思うんですけれども、もしこちらでいろいろいる地区が決まったり等々した場合には、どういうタイミングになるかはわかりませんが、こういうところにもこの場で話し合うチャンスが出てくるということでしょうか。

佐藤課長 御指摘の部分は、この図面の切れている部分というところでよろしいでしょうか。

窪田委員 はい。

佐藤課長 実際には外濠自体がここまでありますので、二百メートルと言われれば、この点線は当然ここまで伸びてくるわけでございます。ただ、神楽坂の地区では、今現在三、四、五丁目地区で地区計画の策定を既に済ませていて、一部見直しですとか、沿道ではこれから地区計画をはめていくということで、実際に興隆会という組織の中で、これから御検討いただくことになっていきます。

そうした意味も踏まえますと、神楽坂の神楽坂通り沿道あるいは神楽坂のまち並みを考えた区分地区が新たに指定されるべきであって、基本的には、外濠を加味した部分とそれを融合して諮っていかなきゃいけないということを考えてございますので、今回指定地域からわざと外させていたことで、その神楽坂地域の区分地区を拡大するときに、また改めて神楽坂の地域と

外濠の要素をかみ合わせた新たな区分地区が指定されるというように御理解いただければよろしいかと思えます。

その際には、当然地域の拡大ですので、本審議会にもお諮りをして意見をちょうだいすると……

進士会長 窪田委員の御質問は、その間にタイムラグがあるから、その間はどうなのかということでしょう。

窪田委員 はい。

それと、神楽坂区分地区の検討区域というのはこの緑の線ですよね。その緑の線は、飯田橋の駅の今「神楽河岸」と書いていただいている、資料三でいう「飯田橋駅」と赤く書いてあるあたりのすぐ左下あたりというのは、神楽坂地区に入っているんですか、予定では入らないですよ。

つまり、もともと外濠だった部分、今のラムラが建っているあたりというのは、このラインでいきますと、史跡から二百メートルという範囲に入っていますよね。

これからどこかに入るといふ予定はないのかなと思うんですけれども、そうしますと、この二百メートルの範囲という中で、飯田橋の駅の周辺が今大きく動いているようですけれども、そういうことがあったときに、こちらの会議で、どのような話し合いあるいは意見としてまとめ態度を表明できる機会といえますか、あるのかどうかというあたりを。

進士会長 どうぞお答えください。

志原主査 まず、飯田橋の範囲なんですけど、これも史跡から二百メートルの範囲となっているということではありますけど、神楽坂のところの議論を踏まえて、神楽坂のエリア拡大のときに、まず外濠地区に飯田橋地区を入れるのかという点について

は、そのときに議論して、外濠地区の範囲を同時に広げるとか何かの対応をしていきたいと事務局では考えております。

今回、神楽坂のところだけを全く抜いて飯田橋を外濠エリアに入れるというのは、形的に、神楽坂の議論と飯田橋の駅前との関連もありますので、今回は指定区域から外させていただいたということはございます。

具体的に、今の段階で、飯田橋地区で何かあったときに、この審議会に何かお諮りするかどうかという点でございますが、この景観形成基準といったことについては必ず審議会にお諮りして景観計画の改定についてはやるという手続にはなっておりますが、個別の案件につきましては、案件の重要度といったことに応じて審議会の意見を聞くべきではないかということになった場合に、別の案件として審議会に御意見を伺うことは想定されず。それは、この景観計画の改定とは別のこととしてお諮りするような場合もあるかもしれませんということでございます。

進士会長 福井委員、何かありますか。

福井委員 今のところなんですけれども、やはり千代田区側で非常に大きな動きがありまして、そしてまた、神楽坂地区においては、新宿区の外れということと、文京の外れ、千代田の外れということと、今三区にまたがって我々住民が結束して三区一緒に、千代田区側に新宿区が物を言うとかいうような動きが出てきていますので、お互いに意見交換する場をこれからつくろうという動きもあるのです。

もう一つ、飯田濠のところですけども、以前にも話したように、できれば将来濠に戻したいという僕なりの意見もあるのですが、なぜここが外れちゃうのかなと。せっかく残っている飯田

濠、一部東京都は残しましたね。あれは、やはり範囲の中に入れておいていただくのが筋じゃないかなというふうには思っています。

進士会長 今説明にちよつと食い違いがあるのは、外濠をとりあえずやって、神楽坂でやるので、神楽坂に含むということをおっしゃるなら問題ないんだけども、そのときまた考えるというからちよつと矛盾が出てきちゃったね。そうでしょう。

佐藤課長 はい。

進士会長 そこをもう一回確認してください。

佐藤課長 お手元の図面の中に、確かに見附からの右側の部分、飯田橋から来ると右側の部分に新宿エリアが当然ございませぬ。それと、二百メートルの範囲を超えた部分に実際に揚場町の地域の一部分が入っていたりというような部分で食い違いがあります。

実際に、神楽坂の区分地区をどの程度拡大するかということはまだございませぬ。ただ、建物自体が実際には建っていないところなんですよ。その部分以外のところは赤線でちゃんと含まれた部分で、牛込の見附の飯田橋から見て左側の部分はこの指定範囲には入っています。右側は実際には建物がついていないところございませぬので、私どもとしては、神楽坂の区分地区の指定の連続性から考えると、神楽坂地区に将来入れるときにこのエリアを含めて考えたいというのが今の基本です。ただ、そのときに、外濠にも当然面しているわけございませぬので、その外濠沿道の二百メートルのラインには同じような形で基準を設けてはめていくということで、若干ふくそうした形の区分地区が存在することを予測してございませぬので、将来この地域

も含めて神楽坂地域を考えたいと考えています。

進士会長 飯田濠も神楽坂でまとめるという考えですか。

佐藤課長 そういうことございませぬ。

進士会長 それでいいの。

佐藤課長 はい。

進士会長 そういうことだとすると、今の話で窪田委員の心配は、そういう地域指定に行くまでのことですよ。

窪田委員 はい。

進士会長 だから、もし今の課長のおっしゃるとおりの確認でよければ、その間でも、説明があつたけれども、重大な案件があればかけるということだけれども、この審議会としては、神楽坂としても重要だし、外濠としても重要なので、ここについてはここで議論するという確認を審議会としてやっておくところ、そこが空白になるといけませんから、そういう確認をとればいかと思ひますが、どうでしょうか。

窪田委員 それと、そのエリアを神楽坂地区にするという話は、神楽坂のほうで入れていきたいという御意向があつたということですか。

佐藤課長 以前から、神楽坂のまちは政策を導入していきませぬ。その中で、実際にこの橋の右側にその事業を使った掲示板も記載があつて、もともとのまち並み誘導型をやつたときのエリアにはこのエリアは入っていたんですよ。

そういつたこともありませぬので、過去からの経緯を含めて、まちづくりを一体的にこの地域も含めてやってきたという経緯がございませぬので、私どもは、それに沿つた形で今後区分地区の中に入れていきたいと考えているところございませぬ。

進士会長 福井委員はどうお考えですか。

福井委員 先ほどの話の中で、この地図を見ますと、史跡江戸城外堀跡というのが、この牛込橋でもって区切られているんですね。残された一部の飯田濠は入っていないんですね。なぜ史跡江戸城外堀の中に入らないのかが、地元としてはちょっと疑問に思います。

窪田委員 史跡については、委員会に出させていただいたので。その議論は委員会の中でもあつたんですけども、この史跡指定したのは昭和三十三年で、その時代のものなんですよ。そのときに残っていたものとして決まってしまうていたのがこの黒い点線で、今回の委員会というのは、将来的には広げることも実は考えていたんですけども、とりあえずはその史跡に対してどういう保存管理計画を立てるか。この三十年、四十年、五十年近く、史跡指定はあつたんだけども、保存管理計画がなかったものですから、そちらを五十年たつて決めているという状態で、史跡の範囲を変えるところまでは残念ながらいけなかったというところですよ。

だから、私も、福井さんのおっしゃるように、このエリアを「歴史あるおもむき外濠地区」のほうで考えるという考え方ということですよ。史跡は国のものですから、そちらを動かすのは難しくても。

福井委員 飯田橋のJRの線路に沿って、東京駅に向かって右側のところは史跡になつていないはずなんです。だから、飯田橋の西口の再開発に關してもそこは手を加えないという話があるので、そこはそういう形で入っているのに、何で……。やっぱり、僕は、五差路の神田川と合流しますね、あそこまで

がやはり飯田濠じゃないかなと考えるはいるんですけど。

進士会長 そうですよ。福祉施設を、飯田濠を埋めてやつたときに、本当にもめたんだよね。

福井委員 はい。

進士会長 だから、東京都はあそこにつくりたいから、史跡のあれもやらなかったんだらうな。

福井委員 だと思えます。

進士会長 当時の行政もかなり恣意的だったからね。

小委員会ではどうだったんですか、これは。

佐藤課長 議論はいただいたところで、ただ、史跡の指定がこの三角地帯だけで対岸に入っていないなかつたというのも窪田先生から当日も御議論をいただいたところですので、私どもとしては、逆に神楽坂側で二百メートルの範囲まで入れるということと決めていただければ、ここが濠に指定されていようが、いまいが、そこから範囲が引けるといふ柔軟性があるので、できましたら、神楽坂の区分地区を考えると、お濠に指定されているか、指定されていないかは別として、ここから二百メートルですという仕切りができるので、今回見送っていたことは、ある部分では今福井さんのおっしゃっているような部分も包括して神楽坂の中では考えていけることができるので、史跡の範囲でこだわられちゃいますと一定の限度がやっぱりあるのかなというふうには思うので、こちらで御提案させていただいている神楽坂地域に含めて考えるときには、今言われた左側の部分についても入れさせていただくような可能性を十分秘めていきますし、そういうことが御意見としていただければ、うちが範囲をそこに持つていくという形でとれますので、柔軟な

解釈ができるのはそちらのほうの解釈かなとは思っています。

進士会長 どうぞ、ほかの委員もご発言を。

どうぞ阿部委員。

阿部委員 今の点に関連して、まず神楽坂地区なんですけれども、一番気になりましたのは、区分検討区域ということで神楽坂地区は今地区計画があると思うんですけども、「再開発促進地区」ということで二号地区、これは四谷にも書いてあるんですけども、この言葉をあえて書いたのは、都市再開法で促進地区という意図での絡みでここに、例えばこういう地区で検討しているという意図でしょうか。

進士会長 御説明をどうぞ。

佐藤課長 「再開発促進地区」と表示させていただいて、括弧して「二号地区」とやらせていただいています。これは、東京都の整備保という計画がございます。そのエリア別の中で、二号地区というのは再開発を積極的に推進していく地区という形で指定されていて、この二地区につきましては指定されているところがございます。その範囲につきましても、グリーンで囲まれているところがその範囲になっていると。

実際には、志原から冒頭申し上げましたけれども、新宿区のマスタープランの中で、生活の中心になるところと新宿の中心になる、要するに「賑わいの心」という中で、新宿の中では三つしか賑わいの心を持っておりません。副都心エリアが一つ、高田馬場・四谷、この神楽坂地区、この三地区が二号地区として指定されていることも踏まえて、都市マスタープラン上では「賑わいの心」ということで、商業や地域経済を引っ張っていく、そういう開発を進めていく地域だと指定されているところ

でございます。

その上で、どうやってかかっているかという話なんです、まず四谷のエリアにつきましては、この沿道から甲州街道に向かっただけかかっている、どちらかというと沿道型の整備地区に指定されています。もう一つ、神楽坂は、面的な神楽坂地域全体がかかっているということで、実際には、お濠の保存も大事、まち並み形成ですとか歴史のいわれのある沿道上の整備といったようなものも加味して、特色を生かしながら開発を進めていくというような地域でございますので、当然景観上の配慮も十分にしていかなければいけないということがございましたので、四谷と神楽坂につきましては他の区分地区指定を新宿区としては目指していきたくい。そうした動きがないところであれば今回ははめるんですが、実際に四谷の地域でも、再開発の促進区を定める地区計画を目指して作業が実際に進んでいて、町会もできていますので、そういった中では、この地域は今回は見送らせていただいて、要素だけは、その地域を指定するときに、この外濠の要素は入れさせていただくということで考えてございます。

阿部委員 再確認で、この緑の線というのは、東京都の上位で決められた線引きという理解でよろしいですか。四谷のエリアと神楽坂の地区で、緑の線で「検討区域」と書いてございませぬ。これは、上位の東京都でそういう指定があったということですか。でなくて、あくまでもこの三区の共同によって、このエリアを緑の線で書いているという理解ですか。

佐藤課長 整備保は手元にございませぬが、エリアは一致していたはずで。

阿部委員 わかりました。

佐藤課長 グリーンで囲まれているエリアだけではなく、これが横に広がってくるわけです、甲州街道の沿道に。

阿部委員 一番気になりましたのは、第一種市街地再開発で行うとなれば、極論すると、大体デベが入ってきますと、当然高層物をつくって、そしてある施工区域で建設するのが一般的で、それが利益を生む話になりますので、そういう線が今神楽坂地区にあるということは理解しましたので、この再開発促進地区で、これは上位で決まった、三区で協議したことでなければ覆ることはできないんですけれども。

進士会長 上位と言うけれども、新宿区の都市マスでも重なっているんでしょう。

佐藤課長 そうです、重なっています。

進士会長 新宿区の第一種でしょう。

佐藤課長 そうです。

阿部委員 もう第一種になっているということですね。

佐藤課長 そうです。

阿部委員 ということは、非常に厳しいと思いますけれども、ここで極論すると、そういう市街地開発を当然やってしまつて、百メートルも、二百も、三百も建てられますので、そういう危険性も、普通の計画認可から言えばそれを是としてやってくる場所なので、言葉は悪いんですが、危険なといひましようか、景観上非常に危険な場所であるという理解を今初めてしました。進士会長 だから、歴史と外濠という史跡を中心にしたゾーニングですつとやっておいたほうがいいというお考えも当然ありますね。事務局は、いろいろ調整もあるんだらうけれども。

阿部委員 私の真意は今確認できましたので、本当は、このピンク色の線は神楽坂のところまで引つ張ってもらいたい。四谷のほうは駅前ではいろいろと開発の話聞いていますので、当然景観に対する考えが違ふと思うんですね。プラス私の意見としては、ピンクの線も、最悪の事態を避けたいという気持ちがございます。

佐藤課長 そういう御意見もあるうかと思ひます。

ただ、私も、先ほど申し上げたように、整備保だけでやっているわけではなくて、都市マスタープランの中でこの生活指針の部分も考えてございますので、そういう危惧のあるところが極力ないような形で景観制度を運用してまいりますし、逆に再開発あるいは地区計画の誘導も私もやっていきますので、そういった危惧が生まれぬような配慮を精いっぱいやらせていただきますので、今回のエリア指定については御理解をいただきたいと思ひます。

進士会長 この都市マスタープランの「心」というのは、つまらないことを言うようだけれども、だれがこんなことを書いたのですか。大体「心」って書いて「しん」と読みますか。普通に「しん」といったら、リングの「芯」とかそういうのなら「しん」と言うけれども、「心」で「しん」と読むの、これ。

大体だれがこういう言葉を使っているんですかね。都市計画審議会でしょう。

佐藤課長 そうです。

進士会長 こんなのは都市計画用語にもないし、先ほどこれは心です、心ですと言うんだけれども、中心とは言ふよ。不思議なんだけれども。どうでもいいようだけれど、ファクションで

都市のビジョンを考えるようなコンサルがやっているんだっ  
たら、私も極めて危険だと思っっているんです。阿部さんと同じよ  
うにね。

外濠全体が史跡として江戸城の中核で大事なオープンスペー  
スなわけですよ。それは、連続して大きな構造を持っているか  
ら意味があるんですよ。それをこういうレベルの、僕に言わせ  
れば日本語を乱すような文化水準の低いコンサルタントが絵を  
かいて、それにもし都市計画課も気楽に乗っかっているんだっ  
たら極めて危険だと思いますよ。オール東京の都市構造とか将  
来像とか文化とか歴史ということに対して、ちょっと甘いと思  
うね。

窪田さんも、ずっとやってきたわけでしょう、こっちで。そ  
こではどう考えているんですか。

窪田委員 最初のころに話をしたのは、先ほどの福井さんの  
話じゃないですけども、ももとの構造をちゃんと生かした  
上でというところから議論が始まっていたんですけども、だ  
んだん現在としての史跡というところの範囲に話がちょっと縮  
小していきまして、それを少しでも周辺に広げるために、文化  
財の保存管理計画としては非常に珍しいことなんですけれども、  
「景観」という言葉を入れて、少しでも周辺に対して何か物を  
言っつけていけないかというようなところまではやっていたとい  
うところがあります。

進士会長 極めて控え目にやったわけね。

佐藤課長 都市マスのお話を若干すれば、都市マスタープラン  
をこういう形で二〇〇七年に改定させていただく前に、平成八  
年から十八条に基づいて都市マスタープランを持ってきたという

ことでございます。

そのときからそれほど考え方は変わっていないくて、平成八年  
の時点から、心、軸、環という、要するにまちを構成するもの  
には、中心になるところ、沿道としての軸、あんなの部分にな  
るような環あるいはみどりのネットワークという部分の中で、  
都市マスタープランの中では、将来の都市構造を三つに大きく  
区分けをしていると。

まず心ですが、賑わいと交流を先導する地区を心としますと。  
定義づけとしたいかどうかは別として、そういう形で定義づ  
けをさせていただいて、高い都市活動を支える幹線道路とその  
沿道を軸という形でやりますと。それと、都市に潤いを与える  
水辺、みどりの空間みたいなものを環として位置づけて、それ  
が都市を構成する中で、心には三つ構成させていただいて、創  
造交流の心、賑わい交流の心、生活交流の心。生活していく中  
で日常生活を営むにぎわいの部分は生活交流の心みたいな形で  
位置づけて、ここでいっている二カ所ですけども、神楽坂と  
四谷については「賑わい交流の心」ということで、交通要所で  
あるとともに業務、商業の施設が集積している高田馬場地区、  
新宿通り沿道地区、江戸の文化を継承しながら路地などの昔な  
がらの情緒を生かす神楽坂地区には、にぎわいをつける心とい  
う形で位置づけて、それぞれの地域の特性を生かしながら都市  
の発展を支えるような心として位置づけておりますので、確か  
に再開発が進んでしまうと景観上どうなんだろうかという部分  
がありますけれども、逆に景観上では、歴史を今に伝えてどう  
やって後世に残していくかという視点もこの部分には必要が  
ありますので、その両方の兼ね合いをとっていくような区分地

区の指定が望ましいだろうと。

今回は、その地域から外させていただいていますというの、要するに今の都市マスに沿った理念でやらせていただくということでございます。

進士会長 どうも御丁寧に。

阿部委員 一点だけあえて言うとなると、外濠で「景観」という言葉を使う中で、いろんな手口があると思うんですけど、やはり高さというのは人に対して不愉快を与える要素がすごく大きいと思っっているんですね。例えばこの神楽坂エリアで、総合計画をやっても結構なんですが、そのときには、五階、十階でいいから地下を掘りなさいというぐらいにして、例えば六本木、表参道で高さを抑えたエリアがありましたとおり、やっぱり高さがある程度抑えて、下に容積率を使っているですよ、別に商業をやっているんですよというぐらいの意思表示がないと、通常の形で言うと、当然地上に上げたほうが安くできますから、そういう発想で言うと、やはりどこにでもある業務が集まったエリアとなって、そこで神楽坂らしさが出ますかと言うと、それは、はつきり言ってできないと思います、私の感覚では。という気がしていますので、非常に危険なエリアだということとを今再認識しましたので、私の要望は先ほど言いましたとおり、外濠地区にかけておけば、そういう要素が少しは減るのかなというところでございます。

進士会長 ほかの委員、どうぞ。

山本委員。

山本委員 今の阿部委員の御意見に関連するかもしれませんが、私の場合は参考までにお聞きしたいんですけども、ほか

の五地区が二段階の規制になっているのが、この地区だけ三段階になっていまして、正直言って、六十メートルを超えて三万平米以上というのはほとんど関係ないなと思っていたのが、今回は二十メートルと三万平米ですから、これはかなりきいてくるんじゃないかなと想像しているんですけども、千代田、港と足並みをそろえるのにこうされたのか、あるいは独自に新宿区でそうされたのか。済みません、中身は関係ないんですが。

志原主査 これは、三区で検討した中でも、一定以上高いものは非常に影響が大きいということもありました。一方では事業者さんの負担ということもありますので、すべてに厳しい基準をかける必要もないということ、やはり一定規模以上であれば外濠から見えてくることになりまして、現実には、今大体十メートルちよつとぐらいいままですと樹木に隠れて余り影響がないこともありまして、沿道ですと、新宿区は絶対高さ制限がありますので、沿道につきましては四十メートルが高さ制限なので、そういうものが十分考えられるということがあります。

やはりこれを一律にやるのも厳し過ぎる、かつ六十メートルでやったのではほとんどひっつかからないということがあるので、この地域では、それなりの大きさのものにはそれなりの配慮をちゃんと求めていくべきであるということ、そういったこれまでの検討を踏まえた上で設定した高さの基準でございます。

もう一つは、やはり新宿区の中高層建築物の定義というものも二十メートルというのがラインになっていまして、その中高層以上に該当してくるものは、少し厳しい目のチェックをしてくるということ、このラインを設定して、六十メートルではない

ものによったということがございます。

あと、新宿御苑もこの二十メートルというラインもありますので、それとあわせるという視点から二十を持ってきたということでございます。

進士会長 今の志原さんの説明は、非常に積極的に外濠の風致を守るうという意思が出ているわけですよ。

ただ、さつき阿部さんが言われたように、四谷はその思想はどうなるのというのが不安だということなのですね。だから、本当は、飯田橋から四谷まで全部一本にしておけば外濠としての図になるわけね。こうやって細かく切ると別のやつがメインになるんだね。

ただ、これは都市計画全体の行政の中で行われているんだということは理解しているけれども。

どうぞ、大野委員。

大野委員 私も、賛成です。四谷地区の再開発ですけれども、にぎわいという考え方は再開発と絡むというふうに思っていないんです。もっと特性があるものの中で、いわゆる高層化したり、活性化することだけがにぎわいだけではなくて、神楽坂のような行き方も一つのにぎわいだと思えます。今現在、四ツ谷駅前のしんみち通りも、非常に廃れ気味でラーメン屋が並ぶというふうな。あそこは、昔は大変趣のあった通りだったのです。

私は、ここにかけておくことによって、むしろ連続性といいますが、にぎわいというものが四ツ谷駅前にも個性として特定されるんじゃないかと思えます。

やはりそういうものが何かないと、私は昔、高田馬場の再開

発にかかりましたけれども、あそこは明治通りから高田馬場まで一本道になる道路だったものが、四十年前ぐらいにもうすぐできるところで、きちっとした区のビジョンがなかったために頓挫して現状のままになってしまいました。

そういうものをかけておくことによって、まちというものの方向性が生み出されて、甲州街道沿いのにぎわいとは別枠で、ここの外堀通りの特性を何らかの形で形をつくっておくということは、まちの活性化にとって大変大事なことだと思うので、もちろん住んでいる人たちの意見も大事ですけれども、この審議会の考え方で言えば、この緑の線はちよつといかがなものかという感じで発言させていただきます。

佐藤課長 先ほど来、神楽坂と四谷地域の話でいろいろ議論をいただいているところでございますが、これが都市構造図でございます。上の部分が神楽坂にかかっているエリアの図面です。どこまでがかかっているということではございません、面的にかかっている、あるいは沿道にかかっているという御理解をいただければいいと思うんですが、これは神楽坂通りを中心として両サイド、神楽坂の六丁目まで入っているようなところを賑わいの心と指定しています。

四谷なんです、四谷三丁目までのエリアで、要するに四ツ谷駅前からかかっています。

こういう広い範囲の中で、甲州街道沿道の道路拡幅とかその沿道のにぎわいというものを創設するのは、すべて上位計画である都市マスタープランに基づいて私どもは考えてきているわけでございます。

そういうものを考えますと、確かに大野委員のおっしゃっ

ているような御意見もあろうかと思えます。ただ、景観にしても、それぞれ独立した政策であって当然でございますけれども、高さ制限にしても、景観行政にしても、都市計画という大もとの上位計画に沿って、その整合性を図りながら都市の発展を支えていくというのが都市計画の本来の意義であらうと思っております。

考え方が違うという御指摘は甘んじて受けまされども、こういう考え方の中で、新宿区としては、今回の区分地区としてはいかがなものかというような観点の中で、総合的な中ではこういう考え方でやらせていただきたいと考えております。

後藤委員 資料一をご覧いただくと、この件について、十二月十日に小委員会で議論したときの概要というのが載っています、私も参加させていただきましたが、そこで範囲の議論をしたというのが一（一）のところなんです。そのときの主たる議論は、五百メートルがいいか、二百メートルがいいか、あるいはそういう数値ではなくて町丁目の境目で切っていくか、そういう議論をしまして、最終的には二百メートルが適当であるうと。それを先ほどの土地条件図などを引き合いに出しながら決めた記憶があります。

ですから、まずもって史跡江戸城外堀跡から二百メートルの範囲をかげようということが決まりました。

ただし、今議論になっていた神楽坂地区と四谷地区、二つ目の丸は、現在別の区分地区として定める予定があつて、その中に外濠地区、今の二百メートルの範囲の中で決めた方針や基準を盛り込むというところまで確かに決めたような気がします。ですから、今議論になっている、この神楽坂地区、四谷地区

が定められるまでの間はどうかになっているのかというのは、小委員会でも議論していませんでした。それから、もう一つの飯田橋駅のところというのは、議論していませんでしたから、素直に読めば、ここは当然、先ほどの話で言うピンクの線がかかっているものだといわゆる小委員会も思っているんじゃないかなと思っております。

ですから、そこに二つポイントがあるような気がするんですね。

進士会長 そういうことですね。

私は、行政の内部の調整というか、そういうのをつい斟酌しちゃうほうですから大体想像がついているんですけども、今後藤委員が言われたとおりですよ、確かに小委員会での議論はね。飯田橋の話は、先ほどのような細かい話はなかったから、今回は、少なくとも外濠の歴史的景観をどうするかという議論です。それから、私が事務的に整理すると、外濠何とか地区のきょうの案が第一次指定で、追加指定というか、第二次、第三次的に、飯田橋のほうは、神楽坂の地区の線引きとあわせるときに第二次指定が外濠地区としては行われて、それから四谷の話も、そのときに、外濠的コントロールの方針の延長が第二次指定でいくんたというふうはこの審議会としては考えないと、やっぱり不整合なんです。四谷だから外濠じゃないというわけでもないし、飯田橋の駅があるから外濠じゃないというわけでもない。でも、もともと外濠があつたところへ、ああいうことをいっているやってくる、もう前例があるんだね、これが。皆さん心配なのは、東京都みずからがああいうのを駅の横に建てて、濠は埋めて、ちよこつと妙な水たまりが残ったんだけど、そういう

うことを平気でやってきたものだから、今三区が、窪田委員たちや皆さんが頑張つてこういうレポートを出したり、地元自治体としては外濠というのは非常に重要なまちづくりの財産なんですね、歴史的景観として、それからオープンスペースとしてね。だから、むしろ地域住民にとっても、こっちのほう物が物すごく大事だと。

だから、そういう観点で三区が集まつてこういうことまでやって、それは都市計画の課長も一生懸命リードしてきたわけだから、その思想は僕は期待しているわけですね。

だから、きょうは、そういう二つ別の案件とダブらないところだけが第一次指定できて、神楽坂は、粹なまち外濠というのは余りないものだから、駅がアプローチなので神楽坂の雰囲気も必要だと思いますが、オープンスペースの構造から言えば間違ひなく外濠なんだよね。

だから、そういう意味では、きょうは第一次指定だけだというふうに解釈したいんですね。それで、しつこく今やりとりしていたんですね。

先ほど、窪田委員のタイムラグをどう埋めるのかということに関して、この審議会としては関与し続けますよと。その地域指定が行われるまでの間、神楽坂の議論あるいは飯田橋の議論も関与したほうがいいんですね。そういう第二次指定の予定地だから、そういう理解でいかないとまずいだらう、そうしないと議論が整合しないと思つていられるんですが。

今、この小委員会での議論を踏まえたという形で出てきているので、急にこの場で飯田橋の駅まで入れなさいとか四谷も入れなさいというと、事務局は多分都市計画課……。

ここは何課だっけ。

佐藤課長 景観と地区計画課です。

進士会長 景観と地区計画課は、都市計画の大きな組織の中の一部というか、そういう体系の中にあるだろうから、都市計画としての不整合というか、調整していかないままでやるとちょっと混乱が起こるでしょうから、私はそういうふうに思っているんですね。

ただ、思想的には委員の皆さんの御発言はみんな同じ方向を言つておられるということだけは事務局はお感じになったと思うんですが、どうですか。

高橋委員 会長のおっしゃることと窪田委員またはほかの委員が発言されましたけれども、確かに上位計画という外濠がある中で、そこを将来どういうふうに守つていこうかというのは、大きな考え方だと思ふんですね。そこに神楽坂が発生して、四谷が発生して、二百メートルの範囲を超えた中でまちづくり活動をしているわけですけれども、今この地区ですけれども、将来的に、会長がおっしゃったとおり、外濠地区を拡大していくということ以外濠地区というのが一般常識なのかなと思ひます。

そこにぶら下がっている二百メートルを超えた範囲については、それぞれのまちづくりをやっていますけれども、一つは地区計画という整備保の中で区が位置づけて地元といろいろ協議させていただいています。

その中の神楽坂でいえば区分地区を指定するわけですけれども、二百メートルを超えたところの区分地区と外堀通りの区分地区といったときに、どっちを上位として考えるかといったら、

やっぱり外濠のつながりの方が一般的な上位計画の考え方と、これは会長がおっしゃるとおりだと私も思います。

ただ、今回、第二次、第三次という形で将来そこを拡大していくときに、その外濠の考え方の基本になる考えが、ここに方針と基準が出てきますけれども、ここで将来拡大していくところの方針とか基準は、やっぱりある程度ほうり込まれていかなないと、例えば神楽坂だけで動いていたときに、皆さん方委員の考え方が抜けた中でまちづくりをして、区分地区が今度出てきたときに、外濠と神楽坂との整合がどうなんだいということが当然議論として出てきます。そのときは、またこの委員会の中で揉んでいかなくはいけないわけですが、認めていただげるかどうかかわからないんですけれども、前段の外濠という考え方が踏襲されて神楽坂の計画ができてくるのかというと、その辺は、鶏が先か卵が先かというような議論になるかと思うんですね。

ですから、きちつとした方針はやっぱりつくっておかなきゃいけないのかなというふうに私は思います。

進士会長 課長はいいですか。

佐藤課長 私の上司でございますので、部長が申し上げたとおりだと思います。

つたない説明で誤解があったとしたら、私ども都市計画の部門の人間としては、上位にさまざまな都市計画もありますけれども、それらとの整合性と町場が混乱しないような形での政策決定が必要だと思っておりますので、今部長が申し上げたとおりでございます。

進士会長 どうでしょうか。今の件で御意見がございました

ら。

上野委員、どうぞ。

上野委員 私は、こちらの小委員会に出ていなかったし、別の地区なので、外から見た意見として言わせていただきたいんですけれども、いろいろ細かいことが、二百メートルとか範囲も決められている。それは細かいところでいいんですけど、全体のビジョンとしてこの審議会が、新宿区があのこの地区をどういう景観にしようかというのが、いまいち全体像というか、イメージがわからないんですね。

一つ文言を見ると、例えば「水辺」ということが出ています。例えばあそここの水質とかそういうような水に絡んだことというのは、「水辺」という表現では出ているけれども、あの濠の中の水というものの表現については出ていない。水質はともかくとして、例えば水に映るネオンとか、そういうものも重要な景観になると思うんですね。そういうことも含めたビジョン。

それから、あそこを通ると、意外に外濠は近いんですけれども、ちよつと高低差があつて水辺に下りられない。やっぱり景観というものに、人が親しみを持てるということは、具体的に言えば、もっと道路からすぐに下りられて、水を楽しめるような空間というものを区あるいは審議会としては持っていたほうが、すぐにはできないですよ、それは道やなんかを直さないといけないから。そういうイメージというものをもう少し出していただけないのかなということが現段階で言えるんです。

あそこを通ると見えるのが、あれは千代田区になるんですけど、法政大学の高いのがやけに目立つんですね。千代田区はど

うしているのかはわからない。新宿区は、同じ大学で理科大の移転とかもありますし、あれも結構目立つので、そういうところも含めて、理科大の移転がどうなるかはちよつとわかりませんが、そういうものも含めてビジョンが見えるように。

特にビジョンというと、ここで「車窓」とか電車から見えるということもとるんですけど、もう一つ、あそこは重要なテーマでマラソンがあるんですよ。東京国際マラソンとかは、あそこを通るときにカメラで全国に実況中継する。たしか高橋尚子が抜かれた最後のところもあの辺で、あそこの三十二キロが陸上の人間はマラソンの山といっています。国立競技場へ戻ってくるときは、あそこのだから坂はとてきついいところなんです。

そういう意味で、マラソンコースとしてあそこも認知されているので、そういうことも含めて全国から認知度も集まれば、イメージとしてもわかりやすいし、景観も進められるので、そういうことも含めたまちづくりというものもぜひやっていただきたいなと思います。

進士会長 そのとおりですね。以前の地域別の計画の中で、そういう議論は一応入ってはいるはずですよ。

先ほど、区の部長から、大きな方針は私が申し上げたような、外濠の歴史的景観がこの地域の最も大事な家宝ですから、それを大事にしながらの景観政策を展開していくことはお示しいただいたので、もしよろしければ、地域の範囲については、先ほど後藤委員が言われたように二百メートルは小委員会でも御提案があつて、私はもっと広くと言っているんだけれども、二百になりましたので、それはそれでいいと。

それから、今の神楽坂と四谷に関しては、事務局も調整してくれると思いますし、今の高橋さんの方針に従つて、これは本当にそうだと思います。

私が非常に心配しているのは、全部高層化の大きな流れがあります。今、うちでも論文を書いているのが何本もありますけど、本当に急激に、当たり構わず高層化しているものですか、外濠のようなオーブンスペースは最高の立地なんですよ、ビルをつくる側から言うとな。駅からも見える、電車からも見られるわけですから、建物としてはうれしいわけですね。

ですから、間違いなくそういう想像がつくので、高層化の流れをとめるわけにはいかないと思つていますが、どれだけオーブンスペースとか歴史性をコントロールしていくか。地域の価値を高めるためにも、開発者にとつても、外濠の歴史的景観を生かすようにしなきゃ損なはずなんです。だけど、非常に短期的に見るディベロップパーもないとは言えないので、むしろ区がリードして誘導していかないといけないと思うんですよ。

ですから、きょうの事務的などうか、審議を進めなくてはいけない立場から言うと、今のような調停案を出しますが、いかがでしょうか。地域性について、考え方としては第一次指定だというつもりできょうの地域指定を御了解いただいて、その両地区については同じ思想を延長させるということをこの審議会として確認しておく、そういうことです。

窪田委員 もう一度確認ですけれども、ということは、今回青い点々でしかない二百メートルの範囲については、まだ第二次、第三次指定が来ないけれども、審議会としては、その範囲についても先行してちゃんと議論していきますということですか。

よね。

進士会長 まさにそのとおり。だから、そこは高橋委員からも御指示をいただいて、担当課としては、今窪田委員が言われたようなことについて内部調査も続けながら、あるいは多分四谷の計画を立てる部署があれば、当然どうやるかというのは考えるはずですから、その辺までできるだけ早目に、今の各委員のあるいはこの審議会の意向を踏まえて調整してほしい、こう思います。

だから、この審議会全体の意向として今、再確認したんですよ。そういう意見もあつたではなくて、皆さんのほとんどの意見がそうですから。超高層化をどんどん進めて、外濠と関係ないほうがいいという方があれば聞いておきますが、よろしいですか。そうでない限り、今のような御発言が圧倒的でしたから、そういうふうな審議会の意向であつたということ踏まえて担当課と議論していただきたい、こう思います。

ただ、中の基準等について御意見をいただかなかないけません。時間がちよつとかかりましたが、大急ぎで御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

後藤委員 前回の小委員会でも、鉄道車窓について重要ではないかという御指摘を申し上げて、今回、資料四及び資料五、方針と基準に加えていただいているんですけれども、その箇所を見ても、ちよつと私の意図するところが伝わっていないかなと思います。

資料四、まず方針ですけれども、方針の中で、鉄道車窓の眺めというのは、前文に記していただいたことだけで、具

体的な景観形成方針の中には、そういう文言は、さつと見たところなかったように思うんですが、右側の説明のところには書いてあつて何で左にないのかなというふうにも思うんです。

まず、何が言いたいかというと、鉄道車窓というのは、何百万人の人があそこを通過して眺めているので、非常に公共性の高い景観だということと、あわせて非常にダイナミックなシークエンスを体験できる、東京の中でもすぐれた場所なのではないかなと思います。

私の個人的な体験で恐縮なんですが、MITのとある有名な先生を乗せてあの車窓を眺めていたときに、日本にシテイウォールはないと言われるけど、これがシテイウォールなんだろうふうに彼が言っていたのが非常に記憶に残っているんですけども、まさに歴史的な資産を短時間にダイナミックに体験できる非常にすぐれた場所だと思っんですね。

ですから、この前文の文章も、「季節を感じる事ができる鉄道車窓」ではなくて、確かに桜とかは感じる事があるんだけれども、なぜ鉄道車窓というのをここで取り上げているのかというのは、単に季節を感じるのではなくて、歴史遺産を非常に公共的な鉄道利用者がダイナミックに体験できるというような位置づけを与えてほしいというのが一つ。

それから、景観形成方針にはどのように盛り込むのかというのがわからないんですね。

それと、次の資料五の基準も、幾つか「鉄道車窓」という言葉を書いていただいているんですが、「鉄道車窓や外濠公園からの眺望を阻害しないように配慮する」って、これは何をすれば配慮したことになるのかかわからないんですね。

進士会長 構造物のことね。

後藤委員 ええ。何とかの眺望と言うならば、それが見えなようになってはいけないとは思いますが。

進士会長 これは、見えるようにしておけばいいということですかね。

後藤委員 だから何もしなくてもよくなってしまおうような気もしていて、次の基準二の上から三つ目の箱のところは、「地形の変化が感じられるように配慮する」と記されているんですね。これはまだ……

進士会長 まだ意味があると。

後藤委員 ええ、意味がある。だから、単に「眺望を阻害しないように配慮する」というのはいかなものなのかなと。

進士会長 考え方を聞きましよう。  
どうぞ、事務局。今のは何に配慮しますか。

志原主査 設備や構造物についての基準のところなんです、一般地域ですと「目隠しなどによる修景」ということで、附帯設備についてそういった修景をするということに加えて、外濠の場合はさらに一歩踏み込んで、主要な眺望点から見えたときの見え方も含めて修景をやって下さいという意図でつけ加えさせていたんだんですが、そういう御指摘を受けると、何を阻害しないのかという部分がいまいであるなど。

進士会長 「眺望を阻害しない」というのは書いてあるんですよ。ただ、鉄道の場合は、鉄道沿線に壁がないから眺望を阻害していないわけね。そういうことでしょう。

志原主査 今ある眺望を何か阻害するような大きな広告物が対象となってきたり、あるいは設備機器がビルの屋上に出てく

るとか……。

進士会長 眺望の質を落とさないという意味なの。

志原主査 そういうような意味です。

進士会長 「阻害」って普通邪魔をするという意味だから、質の話よりはもうちょっと量的な概念なんだよね。

どうしましょうね。きょう、時間内にこれをおさめるわけにはいかないから、後藤委員から少しここに加筆して、こういうふうにしたほうがいいともしあれだったら御提案をいただいたらいいし、事務局も、何だったら今の御意向を踏まえて修文を考えていただくということでしょう。精神は皆さん共有されたと思いますので。

確かにそうなんです。つまり今は新宿区全体をやっているわけじゃないんですよ。この「歴史あるおもむき外濠地区」という非常に文学的な地区用語んだけど、それをやる上で、外濠と鉄道のラインというのは強烈な、まさに軸なんだよ、さっきの話でいくとね。季節の変化が楽しめるって、その情緒的なものだけじゃないじゃないかというのが今の後藤委員の重要な指摘ですから、まさにこれは中心的課題だよと言っているわけですね。そこを意識して前文中に書いてください。

佐藤課長 会長の御指示のとおり、後藤先生と実際の組み込み方あるいは表現についても御相談させていただいて、次回拳げさせていただきます。

進士会長 それ以外にいかがでしょう。  
どうぞ。

阿部委員 一点だけ。資料四の初めの景観形成方針（案）のところ、細かいことなんですけれども、上から三行目のとこ

るに、「同時に、高層建築物が建ち並ぶ大都市の貴重な水辺空間」ということと、それから下から七行目、「景観的に影響の大きい超高層ビルの建設」と書いてあるんですが、私の認識で言うと、まず上の高層が本当は中層建築で、下が高層以上のビルという認識がございまして、先ほどのこの中のこととは違うんですけれども、基本的には中層建築が建ち並んで非常にいいところなんだけれども、景観的には超高層が建つと。

ちなみに、超高層は、基本的に百メートル以上を超高層と認識されていますので、九十九メートルでも高層ビルなんです、言葉は悪いんですけども。という認識からすると、やはり上は、折衷案でいくと中高層とか……。

進士会長 高層の定義は、松川さん、どうだったかな。

佐藤課長 六十メートルです。

進士会長 六十だよ。

佐藤課長 六十から超高層になっちゃいます。

阿部委員 失礼しました。

ということとは、六十メートルを超えた場合に超高層ということ……。

進士会長 いやいや。これは、多分この三行目の「高層建築物が建ち並ぶ」というのは、大都市の形容詞なんじゃないですか。

佐藤課長 そうです。

進士会長 だから、ビルがいつぱいある中に水辺があるので貴重だと、こう言いたいんでしょう、違うの。高層を肯定しているんじゃないんでしょう、これは別に。高層にしたいというんじゃないんですよ。

ちょっと説明してください、その三行目。

志原主査 三行目は、まさに大都市の形容詞で、その中で貴重な空間であると。

進士会長 だから、「高層建築物が建ち並ぶ」と書いてあるものだから、何か建ち並べたいのかなと思って……。

後藤委員 とつちやっただほうがいいんじゃないですか。

進士会長 深層心理を時々言うんでしょう。(笑声)

阿部委員 はよろしいですか。

阿部委員 はい。

進士会長 八木委員どうぞ。

八木委員 ちょっと前に戻りますけど、後藤先生がおっしゃっていたように、鉄道の車窓から見るというのは、中に入っている人が見ている光景であって、まち並みを歩いている人が鉄道を見ていると、ドアの開け閉めするところに、必ず目線のところになんか小さなチラシがぺたぺた張ってあるんですね。あれが非常に気になって、外から見てみると何だろうという感じがするので、あの広告は取り外したほうが……。

進士会長 それはJRのほうに……。

八木委員 いや、それはJRにもそれは申し込まないと、やっぱり景観として大切な要素じゃないかなという気がするんです。地域を歩くに従って電車の道が細くなってくるようなところは、裏の景観で余りきれいとは言えないんですけども、そういうことから細かいメスを入れていかないと、本当にダイナミックないい景観というのはできてこないような気がするんですね。

進士会長 JRに一応、新宿区として一言言っておいて下さ

い。だけれども、あれは広告収入が大きいんだろうなと。それも乗客へのサービスだと思えますね。

八木委員 そうですね。やはり日本人は何とも感じないで乗っているんですけど、外から見た場合、非常におかしく映るので、本当に小さなことなんですけど、そういうことも視野に入れていただければいいんじゃないかなという感じです。

進士会長 ほか、いかがでしょうか。

浅見委員 どうぞ。

浅見委員 資料五の基準一のところのh、緑化・外構のところなんですけれども、「既存樹木は、保全する」という記述があるんです。「もしくは、同等の樹種による緑化を行う」とあるんですけども、「既存樹木は、保全する」という表現の仕方はすごく難しいと思うんです。

それは、デザインをするときに、今ある木をやたらと切っちはいけないという意味だと思うんですけども、逆にとらえると、ここに木があるから、それがどんなに老朽……、何て言うんですか、老朽化して……。

進士会長 老木になっている……。

浅見委員 老木になっただけでも、「保全する」という言葉をとって、絶対に切らせないというような地域での争いが間々起こるんですね。

進士会長 要するに、枯れそうなのは切っていいんじゃないのということですね。

浅見委員 はい。そういう表現をどこかに入れておかないと……。

進士会長 これは「もしくは」だから、既存樹木は保存した

いねと。しかし、今のようないふくがあるときは同じようなものを植えましようねという、そういう文章でしょう。

浅見委員 この文章でそういうふうにあって、そこまで読み取れるんですか。

進士会長 「保全する」で、カンマだね、これは。「もしくは」がついているから文章としてはこれで正しいんだけど……。

ついでに言うと、「同等の」というのは正しくないね。同じ樹種というのはあるけれども、「同等の」というのは大きさを言っているのかな。大きさを言っているのなら樹種じゃない、樹高とか大きさだから。

「同等の」って、どういう意味ですか。

志原主査 事務局のほうの、これの運用のときの考え方としては、樹種も、同じような樹種であることもそうですけど、規模にしても、よく「植えかえました」ということで小さいものを植えてしまわないで、そうじゃなくてちゃんと大き目のものを植えてくださいということを景観誘導の中ではやっている基準でございます。

進士会長 それは、樹種にこだわらなければ、同等の緑化を行う」でわかるんだけどね。規模も、種類も、本当はね。

ただ、今あるやつは保存ですよ。

大野委員 私のまちでマンション開発があつて、ケヤキの大きなのがあつたんです。そこにマンションを建てるときに、私たちのまちは、業者がそれを切るといふので、これの同等的な考え方をもってケヤキの若木を植えさせて、何年か後に同じよ

うな景觀に変えるという考え方で植えてもらいましたから、この表現はこれで理解ができるんですけれども、いかがでしょうか。

進士会長 同等という、樹種の……。

大野委員 これは既存樹木の同等ですから、そのくらいに大きくならない……。

進士会長 いやいや。まず、「同等の」と言うときは、同等の何とかがですよ。だから、樹種が同等とは言わないでしょう、同じ樹種でいいんですよ。

大野委員 同じ樹種がいいですね。

進士会長 樹種に同じぐらいの樹種なんてないんですよ、同じか違うかしかないんだから。ただ、大きさは同等というのがあるよと言っているわけですよ。文章が変だということです。

大野委員 そうですね。

進士会長 そういう言葉は、さっきの心から始まって、きょうは非常に気になることが沢山ある。これは、国語力が落ちていくからしょうがない。

「積極的に緑化」というのもわからないね、僕には。「効果的な緑化」とかそういうのなら言うけれども、「積極的に緑化」って、じゃあ消極的緑化ってどうやるのかと。消極的緑化ってあるんですか。

「生態系にも配慮した樹種の選定」というのも、樹種だけで生態系はできない。生態系に配慮するということは、土から植物、昆虫まで全部入って、水の循環まで入るので、生態系に配慮した樹種の選定を行うって、いきなり樹種に矮小化するというのはナンセンス、全然わかっていないですよ、「生態系」と

いう言葉がわかっていないですね。木を選べば生態系に配慮したというのが最近盛んにあるんだ、それが。生態系保護協会がそういう言葉を使っているんだからね。都市再開発で樹種を選べば昔の生態系が戻るなんて言っている。樹種だけじゃないんです。植栽構造全体と土の構造と地下の構造の全部やらないと生態系にはならない。

本当にインチキが多いんですよ、最近、環境配慮というのは。ただ、これを言い出すと、細かいことを全部こつちが書かなきゃいけなくなるから言いませんけれどもね。よく考えて。

志原主査 今御指摘いただいた言葉は、実は既に規定されているほかの区分地区から持ってきている表現でございまして、総合的に見直して、場合によっては全体の文言修正ということでも御提案させていただくかもしれませんけれども、検討させていただきたいと思います。

進士会長 どうぞ、松川委員。

松川委員 今の基準の中で、水面とか水の質をきれいにするということは書けるのかどうかというのがちょっとあるんですけども。飯田橋の駅の五差路のほうから出て、厚生年金病院のほうへ行く途中の左側に、ちよつと水面の見えるところがあるんですけど、物すごく汚い、いろんなものが落ちていまして、よどんでいるし、嫌だなと思うんですけれども、何かどこかに書けるなら……。

進士会長 それは今のは公有の水面なんですよ、パブリックなんですよ。

松川委員 そうだと思えます。

進士会長 だから、これは管理者がやるべきことで……。

佐藤課長 先ほどお配りしている、これは国の所有物に対して三区でどういうふう保存していくかということ協議して決めているものです。

そういつた計画があれば、その計画の中で管理者がその計画に基づいて管理していく中で、例えば水質を良くするという形に出てくればそういうことになりすけれども、今おっしゃったのは、多分パブリックの、要するにうちの所有物ですよ。

松川委員 そうですね。

佐藤課長 そうですよ。で、その部分については、ここをどうにかしてくれというお話でしたら、個別に伺って、できる限りのことはやらせていただきますが、外濠の関係につきましては私どもの一存で水をきれいにすとかいう話ではなくて、もうちよつと大きな中での管理計画がこういう形で三区ででき上がっていますので、その中で具体的な方策を講じていくことになるうかと思えます。

松川委員 水の管理計画というのは一応別物だという。

進士会長 それは、事業者が届けてくる建築物をやるときに言うから、水面に配慮はできるけれども、水面そのものと水質の改善までは、ちよつとあれですよ。

松川委員 ここに書くようものではないと。

進士会長 本来は常識ですけどね。水面を確保するとか保存するというのは、水質もいいというのが前提で……。

松川委員 水とみどりに包まれたといつても、本当に……。

進士会長 枯れた木を植えていいとか腐った水をためておいでいいというのはあり得ないんだだけどね。

松川委員 わかりました。

進士会長 ちよつと運営が悪くて、もう一つ案件をやらなきゃいけないので、「歴史あるおもむき外濠地区」について、先ほど高橋委員から表明されたような意見を踏まえたところでの地域指定並びに基準について、後藤委員を初め何人かの方から、丁寧にご覧になってもうちよつとここが気になるというのがあれば、それは軽微な修正だという理解で、事務局に御一任いただく。大きな問題が出れば、また次期の審議会で御報告いただくという前提でおまとめいただきたいと思います。それがよろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり

進士会長 ありがとうございます。

（二）、（仮称）水とみどりの神田川・妙正寺川地区（範囲拡大）

進士会長 それでは、次の妙正寺川の範囲拡大について。

志原主査 それでは、資料に戻っていただきまして、資料二です。

これから御説明しますのは、改定内容一ののところですけども、この提案は、既に区分地区になっています神田川地区、これは神田川の両側から三十メートルの範囲なんです。これを妙正寺川の両側三十メートルにしても同様の区分地区とするものです。景観形成の方針や基準については神田川地区と同じものにするということっております。

続きまして、資料六をご覧ください。具体的にどのような修正になるかといいますと、「神田川」となっていますところに

ついで妙正寺川も加わると、文言的にはそういった内容の修正ということになります。これは、方針についても、基準についても同様でございます。

具体的にどの範囲かということなんですが、それが資料六の最後に地図で示してありますが、これも、同じくピンク色の点線であります妙正寺川の両わきから三十メートルを新たに神田川地区を拡大するという意味づけで今回はやるんですけれども、範囲として神田川と同様の景観誘導をしていくということでございます。

妙正寺川は、既に神田川と同様に景観重要公共施設になっています。景観まちづくり計画の区分地区としての考え方として、景観重要公共施設の周辺については、こういった区分地区にしていくという方針も出しております。それに基づきまして、今回は妙正寺川についても区分地区とするということでございます。

説明は以上でございます。

進士会長 片側三十メートルですか。

志原主査 両側三十メートルです。

進士会長 中心線からじゃなくて汀線から。

志原主査 端から三十メートルです。

進士会長 景観基本軸には神田川はなっていないかったかしら、都の。

志原主査 神田川はなっています、この支川のほうはなっていないかったです。

進士会長 わかりました。

それでは、どうぞ御質問や御意見があれば。いかがでしょう

か。

ここは「水とみどりの神田川・妙正寺川」なのです。ね。「おもむき」とか、そういう文学的な言葉はないの。

志原主査 それに該当するところが「水とみどりの」ということでございます。

進士会長 いかがでしょう。もしなければ原案のとおりお認めいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

どうぞ、大野委員。

上野委員 あそこは、たしか西武線の中井駅の商店街が近いですけれども、その辺の意向とかいうのは。例えば落ちついた水とみどりを生み出すとか、その辺の意向というのはある程度了解されているんですか。それが指定されているということ、は了解されているんですか。

進士会長 了解というのは、西武との関係ですか。

上野委員 いやいや、地元の商店街との。

志原主査 これは、まだこれからの作業でございまして、本日この方針や素案が固まってから、そういった説明に何うということでございます。

進士会長 妙正寺川のカーブのところ、緑地みたいなのがありますね。ここはどこですか。

志原主査 これは公園でございまして、妙正寺川公園という公園でございます。

進士会長 区の公園。

志原主査 はい。

進士会長 これは、放っておいても入るわけね。

志原主査 はい。

進士会長 届け出だから機械的に範囲を決めておかなきゃいけないんだけど、例えば公園の端の線から三十メートルのほうがいいんだよね、考え方はね。水とみどりの軸ならね。つまり、公園は区有地でしよう。

志原主査 そうです。

進士会長 妙正寺川の水面と同じ扱いでいいわけですよ。だから、そこから端というと、川の端からじゃなくて公園の端から三十メートルとつていくのが、わざわざ「水とみどりの」と書いてある意味だと思うよ。そうしないと、三十メートル超えているから、公園のわきに妙なものをすぐつくれるわけだよ。そうすると、河川の景観軸をやっているのに何やっているのということになるでしょう、論理的にはね。

だから、河川沿いに緑地がある場合は、緑地の端から三十メートルにちよつと出っ張らせればいいわけですよ。これは、東京でもそうしています。文化財庭園については、周りに二百メートルだったかな、届け出地域にしてあるんです。

どうでしょう、そういうのは。急には曲がれない。

志原主査 これまで神田川が一律三十メートルということをやつてございまして、同様の考え方をやりまして、神田川についてと同じような見直しを、今回もしやるなら検討しなければいけないというのが一点ございまして。

また、公園につきましては、景観重要公共施設に指定して、公園というとらえ方で同じような区分地区指定ということをやつているところが、甘泉園公園ですとか新宿中央公園ですとか、そういう考え方で今後指定していくという方向になつているところはございまして。

その中で、これは区立公園でございまして、そういう位置づけにするのであれば、事務局の仕切りの考え方としては、公園を中心としたゾーニングのとらえ方でやっていくのと河川を中心としたとらえ方でやっていくという二つの考え方でやっているとございまして、今回については川から三十メートルというとらえ方で提案させていただいているということ、公園のところを範囲に含めるかどうかについては、ちよつと検討させていただきたいと思ひます。

進士会長 検討してみても下さい。水とみどりを軸と言っているから論理矛盾があるよと言っているんで、甘泉園とか新宿御苑のような文化財庭園的なものとは違うんですよ。幅が広くなったり、細くなったりするんだから、川というのは。その端からとるといふ思想は、緑地も含めないと論理的に矛盾するんですよ。そういうことを言っているわけですよ。

だから、公園は公園でやるのはいいですよ。それは、景観を保全しなきゃいけない公園あるいは庭園の場合はやればいんですよ。だけど、こんな児童公園の場合はそれに該当しないんだよ、街区公園では。

今面倒なのと言つたほうが早い、その答えとしては。(笑声)

私は、何でもこういう細かいことを時々言うかというところ、景観の本質から言っているんですよ。景観というもののとらえ方を相変わらず建築物のようにかたい物として扱っているんだ、事務局の考えは。建築指導行政の考え方から脱却しなきゃ景観行政はできないんですよと毎回言っているんですよ、ずっと毎回。機械的にいくという発想もそうなんです。景観というのは自

然でできているんですよ。大地でできているの。ランドスケープというのは土地ですから、土地はでこぼこしているし、地形も曲がっているし、道路とか建築物とは違うんですよ。あるいは、眺望なんていうのはもつと複雑なんだよ。そういうものを扱う行政なんです。

だから、機械的に決めて、三十メートルなら三十メートルと決めたんですからという、そういう発想がそもそも景観的じゃないんですよ。わかりますかね。私は、この審議会の会長を引き受けてずっと頑張っているのは、そういうことを普及しているつもりなんだよ、実際職員の研修のつもりでやっているんだから。だから、その教育効果が上がらないから言っているんですよ。

山本委員 今頃こんなことを言うのと叱られそうなんです、今の先生のお話の、例えば三十メートルでほとんど敷地の一部にかかっていますよね、あるいは半分というか。多い少ないはありますけれども。そのときの規制は、その線を外した残りの敷地で建てるような話もちろんあるかもしれないけれども、要は容積率とか、そういうようなものの扱いと同じように、何かあったのかどうかと今急にちよつと、今の機械的というお話で……。

進士会長 荷重平均まではとらないだろうけれども、本当はこういう規則や何かに書くべきだと思っただけです。一体的敷地の場合は、三十メートルを超えて指導するとか、それは少なくとも内規や、アドバイザーの手元にそういうルールをやっておかないと、今のようない思想が普及しないよね。

山本委員 今はどうなっているんですか。

志原主査 区分地区にまたがる場合は、これも機械的な話なんです。敷地の過半がどちらに該当するかで、一般地域となるのか、神田川地区となるかということになります。

ただ、実際の現場の景観誘導に関しては、だからこうだと機械的にやるわけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、変更命令を出すときの判断の根拠みたいな、そういうときにはそういうことが効いてきますが、通常の建築誘導では、そういうことを踏まえて、でもここは近いんだからということと事業者と話し合いをしながら、基準は違うけど、同じようにやってくれませんかとお願いしながらやっているのが現場でございますので、決まりは決まりとして過半というやり方をしています。例えば三十一メートルだから関係ないという事業者がいても、そうではないですよということも言いながら現場では実際の景観誘導をやっているということでございますので、運用と画一的な決まりをあわせながら実際は景観誘導しているというところでございます。

進士会長 今の答えは百点。そのとおりです。

だから、景観に影響を与えると問題なんだからね。景観面からまちづくりをちゃんとしようというのがこの条例ですからね。はい、八木委員。

八木委員 皆さん、この西武線の中井の駅の周辺というのは御存じないんだと思うんですけど、私はこの駅からおりに住いちゃいますので、ちよつとお話申し上げますと、ここに黄色い大きな線が引いてあるのが、これが環状六号線という広い通りです。この環状六号線の下に地下高速が今走っております。それは、池袋から渋谷まで通っております。それから、横

線ですけれども、西武新宿線が通っていて、道路の下に駅がございます。その駅の横のところに妙正寺川が走っております。ここところは、三つも四つも重なった、非常に苦戦してつくられた場所だと思うんですけれども、この川の両岸ができていく両わきなんです、駅の近くは、自転車を通る、あるいは車いすがすれ違ふのがやっとなという細い道になっておりますので、この三十メートルというのはとてもほど遠いという感じがいたします。

今、高速道路ができたおかげと環状六号線の高速道路を拡幅している、この高速道路が拡幅した暁には地下をきちんとするから歩行もできると言うんですけれども、この高速道路の真つすぐ下なんですけれども、落合第五小学校という学校が建っています。その学校は、川の壁面のところに木が二、三本生えるだけの余裕がある敷地の中に大きな桜の木や梅の木が生えていて非常にみごとなんですけれども、普通の人が通る道ではありません。反対側の道は、それこそ四メートルから五メートルの幅しかありません。それも、玄関先までいつての距離です、車はもちろん通れませんが、ごみの収集や何かは非常に大変だろなという気がいたします。ここをくぐってこの道のほうに出ていくんですけれども、ここがずっと狭くなっている詰まりそんな感じなんです。

ですから、ここところが通過しない限りにはぐるっと回って行くより仕方がないんですが、ぐるっと回るか、上に出て環状六号線をまたいで行くというような形つきり、普通の人たちは動けないんですね。

そんな形でもってこの道ができておりますし、川の歩道のと

ころは、中井駅を過ぎますと、少し民家が川沿いに密集しております、両側にあるんですけれども、この大通りを越していくのに車一台やっと通れる細い道が川沿いに一通りございます。それで、ずっと真つすぐ高田馬場のほうに、これで見ると右のほうに行くんですけれども、ここでもって川が一応切れているのがわかりますね。これが妙正寺川の終点になります。終点になったところは、全部下に落ちて神田川に合流していく水となっているそうです。そこまでは川がきちんとしているんですけれども、道そのものは非常に狭く、利用するには大変な道になっております。

進士会長 つまり、水の軸だと言っているけど、ほとんど歩けないという、こういう話ですか。

八木委員 そうですね。通勤通学者がここを通るのにやっといっぱいです。朝は、車いすを押して病院に行きたいんだけど、この道を通るんだけど言ってもなかなか通れないという現状で、ほかの道を探してそちらから遠回りしていくといううな現状になっています。

上野委員 私も、さつき中井駅はどうなんですかと言ったのもそこなんです。ただ地図に三十メートルの線を引いて、あの地区はそうなのかなと。

進士会長 意味がないと。

上野委員 ええ。だから、ちょっと聞いてみたんですけどね。これは行ってみればわかる。

八木委員 河川を広くして水が出ないようにするのはきているんですけれども、日常は……。

進士会長 ここを区分地区にしなきゃいけないというのを、

もう一回ポイントだけ説明してくれませんか。

志原主査 おっしゃるように、現状神田川と比べたら周辺の歩道整備とか遅れていますし、また途切れておりますし、課題のあるところがございます。

ただ、ここにつきましてもは新宿区の神田川のもう一つの貴重な河川でございます。将来に向けて、非常に時間のかかることもかもしれません、一つずつ周辺建築物が建てかわる際に細かく誘導していくということで、通常の一般地域や川を意識した建築物のつくりをしていくことを徐々にやっていくということと、将来的には、神田川もすべてすばらしいということとばかりではないですが、河川というのは非常に貴重な空間になり得ますので、そういったものを整備していくという視点で、ここを指定して良くしていこうと。

考え方として、今いいものを保全するだけではなくて、将来的にここをいいものにしていきたいという考え方で、ここは指定していくというところがございます。

進士会長 上野委員は、地域指定してもしようがないんじゃないか……

上野委員 地域指定してもしようがないんじゃないかと、こうやって線を引いて違和感が大分あったのでね。それを言う時間間があるんで言いませんけれども、ほかの地域とちよつと違うかなと思つて……。

進士会長 今いいところだけじゃなくて将来を考えるとついで、例えばこれだと、中井駅は線上に乗つていて、駅ついでというのは駅前広場が普通は必要なんだからね。だから、いい景観のまちづくりをするというのなら、当然駅前だからちよつと

広げておくとか、さっきのせせらぎの里というのがあるからこちよつとくつつけておくとか、さっきの公園があるからとかつて、そういうふうな考えていくわけですよ。それで、さっきの山本委員の言われたような境界を越えたり、そういう線を入れていくわけだ。しかし、線を引くと、行為制限や届け出という余分な負担を住民にかけるわけだから、そうやたらやつちやいけないんだけど、論理的に正しいことはやらないといけない。逆にそれをやっていなくて、ただ一律にやっているから、どつちつかずなんですよ。

今のお話で、上野委員や八木委員も、現場をよく知っている人は、こんなのやつたつて意味がないじゃないかと。新しい地域区分をやるということは、ほかの一般地域よりも強化して、そこにフォーカスを絞つてそれなりの配慮や事業をやっていくということですから、そういう意思表示だから。そういう意思や方針があつたら、その方針に見合つた線を引かなきゃ意味ないでしょうが。三十メートルやりなさいとどこも決めていないんだから、それは目安でやっているわけですから。まさに設置主義で、景観というのはそれぞれの土地に合わせてやるものなんですよ。

何度も言うようだけれども、建築課に悪いけど、建築指導行政みたいに日本中一律の構造でやるというような発想がある。山の中と農村と都心は全然違うんだから、そういうことをわきまえないで、みんな統一してやるという行政だったわけですよ。景観行政はまさに多様性ですから、場所、土地に応じてやればいいので、私から言うと、ずっと同じ幅をとるというのは最もナンセンスなんだよ、本当は。ただ、地域指定をやってまで頑

張ろうという意欲は買うんだよ。だから、余り異論は言わないんだよ。きょうは、大分言いましたけどね。(笑声)今までのがたまっていたから少し言わせてもらったんだけど。ただ、これはどうするの。やっぱり地域指定したいんでしょ。

佐藤課長 新宿区にとっては、神田川にもう一つの支流があるということ、ぜひこの水場を使った……、周辺に公園も確かに御指摘のとおり配置されています。そういったものの連結性とか将来に向けてのまち並みの形成だとかいう部分では、皆さんにも御理解いただけるのだと思います。

ただ、現状が、川の横が通れなかつたところがあるとか、あるいは歩道が狭いとか。ただ、逆のサイドから見た景観ですとか、橋の上から見た景観ですとか、そういったものにもこの貴重な資源を活用していかない手はないというふうに新宿区としては思っておりますので。

進士会長 でも、西武線も車窓があるんじゃないの。

佐藤課長 ええ、あると思います。

進士会長 狭いというか、小さいだろうけど。

佐藤課長 そういったものを考えると、川だけで要素をつくっているわけじゃないので、川の周辺もあわせてこの貴重なみどりあるいは水辺を使って、車窓からの景観とか、あるいは橋上からの景観ということも含めて、今回、私どもとしてはここを区分地区に新たに加えて建築主さんたちに御協力をいただきたいと思っておりますので、ぜひここは入れさせていただきたいと思っております。

進士会長 入れるのはいいけれども、線引きも、今言ったよ

うに筋が通るように少し検討するぐらいはしたらどうでしょうか。今のうちに、地元二人が……。

だから、ナンセンスにしちゃったら、これは地域指定の意味がないという議論で、反対なんですよ、御意向は。ただ、やるなら、今発言されたような方向の線引きでないと論理的に矛盾するでしょう。

佐藤課長 実際に施主さんたちが、自分たちが区分地区になつていてということになかなか理解が得られないということも現実にはあります。例えば川の幅員から三十メートルですよと言われたら、自分の地域が入ったかどうかはわかるわけですが、例えばそこに公園がくついたらときに、そこからまた三十メートルという規定がなかなかわかつていただけない部分もあります。現状を分析させていただく中でどういう方法がとれるのかを検討させていただいて、改めて進士先生とお話をさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

進士会長 僕に余り相談しないでほしいんだけど。一応事務局としては大層な問題は一つもないと思つて出しているという前提なものですから。ただ、地元の上野さんや八木さんがそういうふうにお感じになるときは、きょうとても大事な、新しい観点を事務局に与えてくださったと思うんだよね。

ですから、景観行政は完璧というのはないので、一歩ずつ前進ですから、今課長が一生懸命お願いしていますので、ひとつ御了承いただいで、機会があるごとに少しずつ良くなるように、今の地域の範囲も徐々にそういうことをやってもらうというところで、きょうのところは御了解いただけますか。

後藤委員 その件はいいと思うんですが、きょうの次第を改

めて見ると、今議論してきた「景観まちづくり計画改定（素案）」について「が「報告」になつていているんですね。これは、審議会として小委員会に全部議論を付託したので、小委員会で決まったら報告という位置づけなんでしょうか。その確認なんですからね。

佐藤課長 今プロセスの最中でございます。今は素案をついている状態と理解しております、実際に変えるのは、ことしの六月の審議会でお諮りして意見をいただきながら、最終決定は六月ということでございます。

後藤委員 報告だと、決まっちゃったものを報告されるようにとるわけですから、今素案をつくっている過程であるならば……。

進士会長 報告なら中間報告だね。

後藤委員 そうですね。

進士会長 そうだな。僕も、そこはよく考えなかったね。

佐藤課長 審議会には、議案として出すか、報告かのどちらかになつてしまうので、その中間をいくようなものだと思いますので……。

進士会長 中間報告なんだね。

佐藤課長 ええ。中間報告についてということ。

後藤委員 そのほうがわかりますね。中間報告なら。

進士会長 そうすると、今言いたいような検討はまだやれるんだよね。（笑声）そうだよね。無理してまとめたけれども、考えてみればそうだよね。

佐藤課長 ただ、本音の話をさせていただきますと、景観審議会の皆様の任期は今年の六月で一応任期満了となると……

とで、今まで御論議をいただいて本当にいい計画をつくっていただいたと思つていますし、その中でも、最後の仕上げの部分になります、外濠については特にそういう部分がございますので、ぜひ今のメンバーの方々にこの新しい区分地区の指定をお願いしたいというのが私どもの願ひでございますので、この期間の中で作業ができるものについてはすべて作業をしますけれども、実際の外濠をどうやって区分地区に指定していくかというのは、多分残されていた課題と宿題ということで承っておりますので、ぜひこの期間の中で景観の外濠地区についての指定はお願いしたいと思つておりますので、その中でできる限りの修正はかけていきたいと思ひますが、次のときの宿題ということに承るものもあるうかと思ひますけれども、ぜひよろしく願ひしたいと思います。

三、その他

進士会長 　　その他があるんでしょう。

志原主査 　　はい。

進士会長 　　ちよつと大急ぎで。

志原主査 　　最後にその他で、若干景観計画を運用している中で発生した修正と関連計画の変更に伴います文言修正がございます。こちらについては資料七でございます。

これは、新宿御苑の区分地区の景観形成基準の中に実際の景観誘導の中で発生した事例として、一般地域の場合は、「主要な眺望点からの見え方に配慮する」とあったんですが、新宿御苑は、そこが「新宿御苑内の主要な眺望点から」という記載が

ございました。

事業者と交渉している中で、実はその建物は新宿御苑のエリア内ですが、新宿御苑の中ではないところからの見え方も重要であるということとを相談したところ、基準には新宿御苑の中からは書いていないからやりたくない、シミュレーションする義務がないということ、そういうことをおっしゃる事業者さんがおりまして、実際にはそういうわけではないですよ、理念的なことを説明しましてやってはいただいたんですが、そういったことがあったので、今回新宿御苑のエリア内であっても、それ以外の眺望点も対象ですよということを示すために、この基準を新宿御苑の中にも追加したいということの修正を今回あわせてやりたいということが一点でございます。

もう一点が、「エンターテイメントランド歌舞伎町地区」ですが、こちらは、十九年に策定しましたまちづくり誘導方針を踏まえた平成二十年度の景観計画の案になっていまして、この大もとの誘導方針を二十一年の十一月に改定いたしました。

そこで、コンセプトとして「エンターテイメントランド」という言葉が使われていたんですが、それが「エンターテイメントシティ」に変更になったということです。それを踏まえて、こちら「ランド」から「シティ」への変更と。

もう一つは、「劇場街」という言葉を使っていたんですが、周辺の状況としましては、コマ劇場が閉館になったり、主要な映画館が閉館になるという状況を踏まえまして、まちとしても「劇場街」というコンセプトを継続できなくなったということ聞いています。

それを踏まえて、「劇場街」という言葉が「シネシティ広

場」という言葉に置きかわって、考え方も、「野外劇場的空間」ということにまちづくりのコンセプトが変更になりましたので、それを踏まえて、景観計画も、このように「劇場街」となっていたところを「シネシティ広場」にするすとか文章の修正をしたいということで、あわせてやっていきたいということとで今回提案してございます。

また、あわせて景観形成ガイドラインも、同じように「劇場街」という言葉が使われていますので、そこも「野外劇場的空間」に置きかえるという修正をしていきたいということで事務局は考えてございます。

もう一つは、外堀通りについても、景観重要公共施設に指定するということ、きょう方針確認をいただいてから東京都と交渉に入りたいと思います。これは、道路管理者であります東京都の同意があつて景観重要公共施設に指定できるということがありますので、外堀通りもあわせて景観重要公共施設、ほかでは新宿通りが今指定されていますが、それと同じような位置づけにしていきたいということとで考えてございます。

説明は以上でございます。

進士会長 何か御質問、御意見はありますか。

どうぞ、和田委員。

和田委員 これはお願いなんです、新宿御苑の看板の件なんです、今区でやっていただいで、建築物の上の看板はみんな撤去になってきまして、場合によっては、その看板がソーラーパネルにかわつたり、みんなやっていただいでいるんですが、無届けのところはまだ全然手がつかないので、これを引き続きお願いしたいということですね。それだけ要望を。

進士会長 御要望ですね。

和田委員 はい。

進士会長 ほかはいかがでしょう。

佐藤課長 看板の規制の部分については、大変申しわけないんですが、景観の条例の中で規制しているわけじゃなくて、都条例の屋外広告物条例でやっています。

和田委員 区に届けていますよね。その方は指導しているんですけど、届けていない人たちなんですよ。アデランスとか届けているのは撤去はどんどん来ているんですけども。

佐藤課長 わかりました。私も実態を十分把握していないので把握させていただいて、今の御指摘について……。

野崎幹事（代理：柏木土木管理課長） 本日参加させていただいております、みどり土木部長の代理で出ております土木管理課長の柏木でございます。

今の件でございますけれども、東京都の屋外広告物条例に件って、今現在、和田委員から御指摘のとおり、御苑から眺望点が出ているものについては助成金を払った上で撤去していただいております。

ただ、今御指摘のように無届けのものについては助成の対象となつてございませんで、原則としては、期日以降は撤去していただくことになるわけですけれども、それについて東京都と今協議しながら進めているところなんですけれども、これはちよつと遅れておりますけれども、正直者がばかを見るといふような世界はやはりまずいと考えてございまして、これについてはまず私もアプローチをした上で、撤去に向けてのお

話し合いはさせていただきたいと考えてございます。

進士会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。その他の件は、それでよろしいでしょうか。委員の皆さんから特に御発言はありませんか。

「野外劇場」と書いてあるけれども、本当はバツクに生け垣のようなみどりがないと野外劇場と言わないんですよ。アウトドアだと全部野外劇場だと思つたら大間違いで、古代ギリシャ以来ずっとそう言うんだよ、森の中とか、そういうのを野外劇場と。歌舞伎町は野外劇場と言わないと思うがな。これもボキヤ貧じゃないかと思うよ。

和田委員 多分これは、シネシティの裏の大久保公園で、これから常設のテントを……

進士会長 今度は木を植えるの。

和田委員 大久保公園ですから、木もともとあるんですけど、そこを、野外テントとやって夏だけやっていたのを、これから始終やるうということ。

進士会長 唐十郎さんのああいうようなものを。それなら大丈夫だね。今の広場かと思つていた。

佐藤課長 今和田委員から御指摘のあった部分と、もう一つシネシティをそういう活用ができないかなということと、「野外劇場的」というのが地元の表現でございまして、御理解をいただければと思います。

進士会長 いろいろと言い過ぎたかもしれませんが、このぐらいにしたいと思えます。

時間でもございまして、特に御発言がなければこれで終わり

たいと思いますが、よろしいですか。

佐藤課長 スケジュールだけ、次回の確認を。

志原主査 参考資料二でございますが、今後のスケジュールでございます。

一番上の一月二十九日、これが本日でございます。今後の新宿区都市計画審議会につきましても、本日と同様に素案について中間報告でこのような形でまとめたいということです。御意見を伺うというプロセスがございます。

その後、両審議会の意見を踏まえて素案をつくりまして、それを今度はパブリックコメントまたは地域の説明会という形で、大体五月ごろを予定してございます。

その後、説明会等もすべて踏まえて、六月に、原案という形で景観まちづくり審議会に、条例に基づく意見聴取ということで予定しております。

七月に都市計画審議会、こちらは景観法に基づく意見聴取ということで現在予定しております。

平成二十二年十月から改定計画を施行したいということで事務局では今考えているところがございます。

進士会長 よろしいですか。

どうもありがとうございます。

佐藤課長 ありがとうございます。

午後十二時十五分閉会